

# ご説明資料

厚生労働省

# ホルモン療法の保険適用について

## 性別適合手術の保険適用(平成30年度診療報酬改定)

- ▶ 性同一性障害者に対する性別適合手術について、性同一性障害に関する診断と治療のガイドラインに基づき、一定の基準を満たす施設において施行される場合に限って、保険適用とする。

### [対象となる手術]

#### MTF(male to female)に対する手術

- (1) 精巣摘出術
- (2) 陰茎全摘術
- (3) 尿道形成手術(前部尿道)
- (4) 会陰形成術
- (5) 造膣術

#### FTM(female to male)に対する手術

- (1) 子宮全摘術(腹腔鏡下手術を含む)
- (2) 子宮附属器腫瘍摘出術(腹腔鏡下手術を含む)
- (3) 尿道下裂形成術
- (4) 陰茎形成術
- (5) 乳房切除術

### [施設基準]

- (1) 当該保険医療機関に、性同一性障害学会が認定する常勤又は非常勤の医師が1名以上配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関において、当該手術の一定の実績を有していること。
- (3) 性同一性障害学会の規定するレジストリに登録していること。
- (4) 日本精神神経学会の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」を遵守していること。

# 性同一性障害学会による認定医制度

平成29年11月29日  
中央社会保険医療協議会（資料）

- 2015年より、性同一性障害患者が有効・安全な治療を受けることができることを目的とした、学会による認定医制度が創設されている。

## 【認定医の受験資格要件（抜粋）】

- 学会の定める認定医研修の受講・終了  
医療系項目及び社会学的項目の単位取得が必要
- 20名以上の性同一性障害当事者の診療または判定会議での検討への参加
- 主な診療科に関する所属学会（日本精神神経学会、日本産婦人科学会、日本泌尿器科学会、日本形成外科学会等）の専門医であること。ただし、精神科医は、精神保健指定医であることをもって、専門医資格の代用とすることができる。

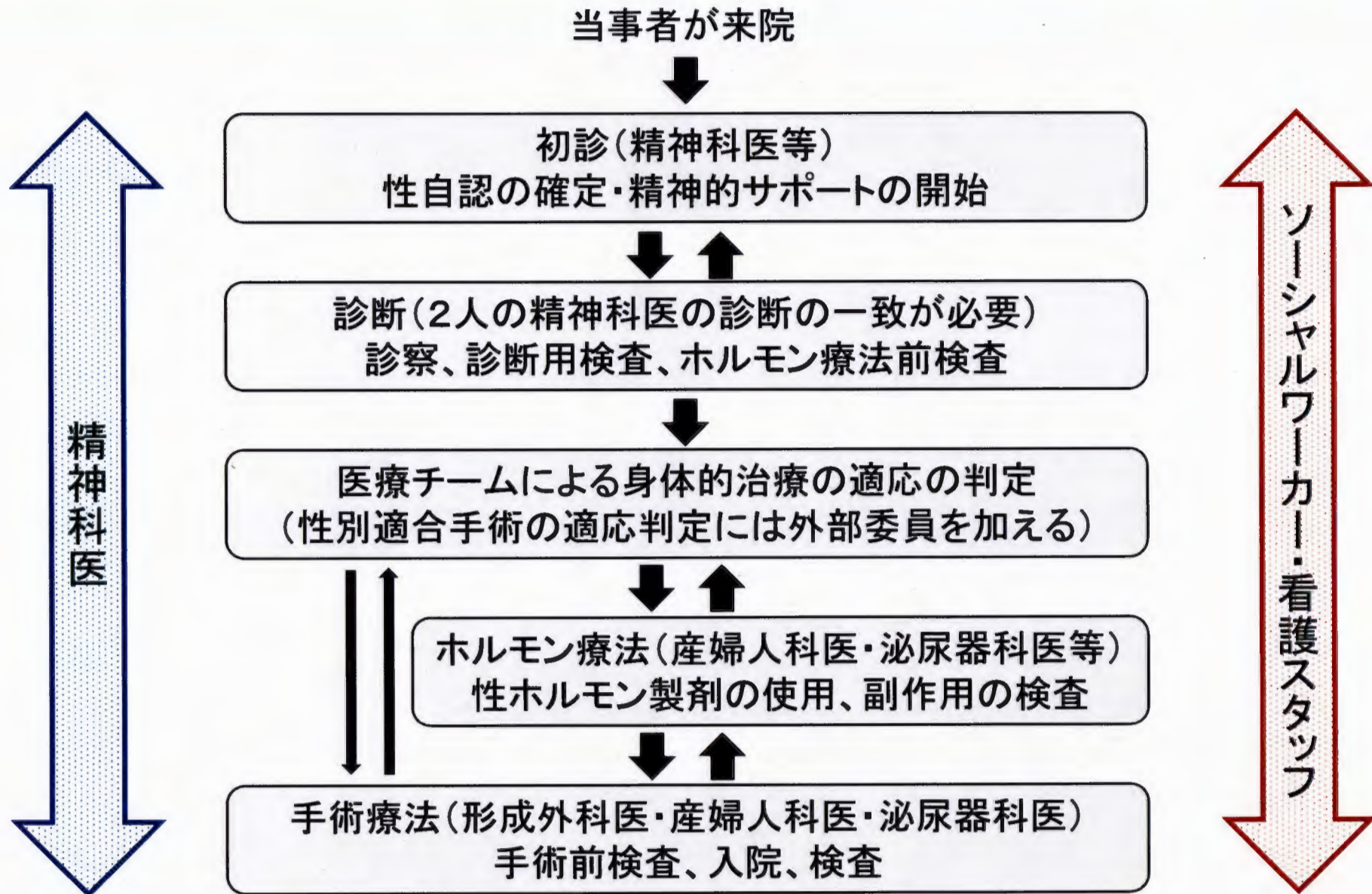
## 参考：学会の定める認定医研修の項目

- ・ 医療系項目  
性同一性障害の診断、性同一性障害の診療のガイドライン 等
- ・ 社会学系項目  
性同一性障害に関する法律（特例法を中心に）、ジェンダーの概念とトランスジェンダー 等



# 性同一性障害の診断と治療の流れ

平成29年11月29日  
中央社会保険医療協議会（資料）



# 就労環境の改善について



# 職場における性的指向・性自認の理解促進に向けた取組について

## 1-1. 事業主への啓発・指導のための取組

### (公正な採用選考)

- LGBT等の性的マイノリティの方が、採用選考において、不当な取扱を受けることを防止するため、事業主向け啓発パンフレットに「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し、HP上に公表。

### (ハラスメント防止対策)

- 職場での性的指向・性自認に対する不理解がセクハラ・パワハラ背景になり得ることをパンフレットで明確化し、HP上に公表。
- 性的指向・性自認に関する言動によるハラスメントをしてはならない旨をモデル就業規則に記載し、HP上に公表

## 1-2. 労働者や事業主への相談・体制の整備

- 労働局職員のLGBT等についての理解を一層深めるために、全職員を対象に周知・啓発を実施。
- 総合労働相談コーナーにおいて性的指向・性自認に関連する労働問題に対する相談対応を実施。

## 2. 今後の対応

- 労働施策基本方針(平成30年12月28日閣議決定)などに基づき、各種パンフレット等を通じた啓発や都道府県労働局等における相談など、職場における理解促進のための取組を引き続き進めていく。
- 平成31年度において、職場での性的指向・性自認に関する実態や企業の取組事例等の調査・公表を行う予定。
- 平成31年2月14日の労働政策審議会からの答申を踏まえて、パワーハラスメント防止対策の法制化等を内容とする法案を今国会に提出中。